

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的とした基本方針を定め、コーポレートガバナンス体制を構築します。

また、コンプライアンス及び企業競争力の強化を図るため経営環境の変化に迅速な対応ができる組織体制と公正な経営システムの構築・維持に取り組んでおります。

基本方針の詳細については、当社HPに掲載しております。

<http://www.pearly-marusho.co.jp/>

をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4

招集通知の英訳は、2020年3月末時点で外国法人等の持ち株割合が5%未満のため、業務、効率面から未実施となっております。10%を超えた段階で実施いたします。

補充原則3-1-2

招集通知の英訳は、2020年3月末時点で外国法人等の持ち株割合が5%未満のため、業務、効率面から未実施となっております。10%を超えた段階で実施いたします。

補充原則4-1-3

最高経営責任者（CEO）等の後継者育成計画を現時点では明確に定めておりません。今後、その要否を含めて検討してまいります。

補充原則4-2-1

中長期的な業績と連動する報酬としてインセンティブプランを検討中です。報酬全体の構成、割合等についてもインセンティブプランとともに検討してまいります。

補充原則4-3-2

最高経営責任者（CEO）である社長の選任につきましては、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、社外取締役による独立した立場からの意見を参考にして取締役会の決議により適切に決定しております。

補充原則4-3-3

最高経営責任者（CEO）の解任については、明確な基準はありません。職務執行に不正又は重大な法令・規則違反等があった場合は解任することとしております。

補充原則4-10-1

独立社外取締役が複数になった時点で、取締役の指名・報酬等の重要事項を検討する委員会等の設置を検討します。現段階では、独立社外取締役から、取締役の指名・報酬等の重要事項について助言等を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4

当社グループは、現在政策保有株式を保有しておりません。保有に際しては、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築及びビジネス展開の円滑化や強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得することができるものとしております。政策保有を行う場合は、取締役会において政策保有の審議を図っております。

原則1-7

関連当事者取引を行う際は、取締役会での要決議事項となっており、事前に東京証券取引所指定の独立役員から意見等を取り入れて提案を行っております。

原則2-6

当社は企業年金制度を採用しておりません。

原則3-1

(1) 企業理念や経営戦略、経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は本報告書

「1コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役の選任方針については、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しています。

原則4-1-1

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、一般的業務執行方針の立案機関としての各事業部の最高執行責任者・執行役員によるトレース会議を設け、経営の意思決定と業務執行分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」ならびに「役員規程」及び「職務権限規程」に定められた当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

トレース会議は、取締役、監査役及び各事業部の執行責任者並びに取締役会が指名した執行役員で構成され、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を行い、機動的に執行される仕組みとしています。執行役員は、各事業部内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

原則4-8

当社は、社外取締役2名を選任しており、弁護士と社会保険労務士を選任しております。弁護士は法的観点から法令等の遵守の面での強化と社会保険労務士は雇用の遵守や法令の改訂対応、労務管理の面での強化を図れることから当社の経営方向や経営方針等に多くの助言が得られる体制としております。

原則4-9

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性については、東京証券取引所の上場規定が定める独立役員の要件及び会社法に定める社外取締役の要件に準拠しており、当社としての特段の定めは設けていませんが、専門的な知見に基づく客観的な適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しています。

補充原則4-11-1

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を15名以内にする一方で、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、弁護士、税理士、企業経営の経験者等、高い専門性や豊富なビジネス経験を有する人材を選任し、知識・経験のバランスに配慮しています。

補充原則4-11-2

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。当社の社外取締役2名は、親会社グループの他の上場会社の役員を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。また、常勤監査役及び社外監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

補充原則4-14-2

当社では、取締役、監査役及び執行役員に対しては、必要な知識の習得や適切な情報の収集等を目的として、外部セミナー及び外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

原則5-1

当社のIR体制は取締役管理本部長が中心となり、株主や投資家との対話を積極的に行っております。また、各四半期決算ごとに親会社と合同の決算説明会を行い、投資家や株主に向けて積極的に情報の開示を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
堀田丸正株式会社	3,395,825	6.04
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
株式会社SBI証券	330,400	0.59
株式会社ヤマノネットワーク	230,150	0.41
和田 修	179,500	0.32
山野愛子 どんご美容株式会社	179,400	0.32
飛田 常司	167,000	0.30
田口 寿幸	162,500	0.29
西川 勝正	136,500	0.24

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

RIZAPグループ株式会社 (上場:札幌) (コード) 2928

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主が取引を行う場合には、市場相場等を参考に双方協議の上合理的に決定したものを社内規定に基づき取締役会等に付議、決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

RIZAPグループ株式会社は、当社の議決権の62.27%を所有する親会社であります。

RIZAPグループ株式会社は、グループの中長期経営戦略の立案・遂行、グループ各社の事業戦略実行支援・事業活動の管理等を営んでおります。

当社は、和装・洋装・寝装・宝飾バッグ・燃系事業の卸事業会社であります。

親会社と当社とは、事業取引における直接的な関係はありません。

また、当社には、親会社の兼任取締役1名就任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小島茂	その他													
大塚一暁	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島茂			当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を有して客観的かつ適切な意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性が確保することが期待できるため選任しております。

大塚一暁			当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、弁護士として法的視点及び幅広い見識から企業法務分野を中心に法令やリスク管理等に係る豊富な知識・経験等を有して客観的かつ適切な意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性が確保することが期待できるため選任しております。
------	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人は定期的に情報共有の場を持っており、各々の監査方針や期中に発生した問題について情報交換を実施しております。

また、決算期毎に実施している監査報告会においては、具体的な決算上の課題につき意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 茂男	税理士													
水野 孝平	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

金子 茂男		税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待できるため選任しております。
水野 孝平		税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待できるため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社との取引関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、本人の同意のもと独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成29年6月に親会社の変更があり、従来まで導入していた株式給付制度は制度設計の見直しを図るため中止している。また、株式給付制度に代わるインセンティブについては導入しておらず、今後の検討課題となっている。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額
取締役 3名 (社外取締役を除く)	18,900千円
監査役 1名 (社外監査役を除く)	3,600千円
社外役員 4名	9,200千円
計 8名	31,700千円

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。当社の役員報酬に関する株主総会の決議年月日は1990年6月28日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を2億400万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は14名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は6名。)、監査役年間報酬総額の上限を240万円(定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名。)とするものです。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 大西雅美であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は経営の健全性、透明性を保つため、当社の取締役会に出席し、経営や事業の案件等に対し第三者的な立場から経営判断を行える体制をとっております。

また、社外監査役としての情報提供なども行っております。

社外監査役は、当社の取締役会に出席することにより、経営や営業の案件等に対する経営判断を共有し、経営判断に対する監督や助言を行える体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
大西雅美	相談役	経営全体の引継ぎをスムーズに行えるよう、相談役として助言などを行う。	常勤 経営全般業務の引継ぎを行うことが前提であり、引継ぎ業務が終了したと判断した場合は相談役を退任いたします。 退任後は当社に在籍はいたしません。	2020/6/25	

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ. 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 三好秀樹が議長を務めております。その他メンバーは取締役 矢部和秀、取締役 下野隆充、取締役塩田徹、社外取締役 小島茂、社外取締役 大塚一暎の取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、質問並びに意見表明を通し、取締役会及び取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役 丹下勝視、社外監査役 水野孝平、社外監査役 金子茂男の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、トレース会議棟の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行い、監査機能の向上を図っております。

c. トレース会議

当社は、業務執行を迅速に行う体制として執行役員制度を導入しております。

トレース会議は、代表取締役社長三好秀樹が議長を務めております。その他のメンバーは取締役常務執行役員管理本部長 矢部和秀、取締役意匠燃系事業 執行役員意匠燃系事業部長 下野隆充、和装事業 東日本事業部長 光武浩一郎、和装事業 西日本事業部長 豊増幸滋、洋装事業 執行役員アパレル事業部長 岡田康和、寝装事業 ソフラン事業部長 越後裕裕二、経営企画室長 粟津信哉、子会社堀田(上海)貿易有限公司 総経理 羽田浩之、子会社(株)吉利 取締役社長 大久保貴正、常勤監査役 丹下勝視、内部監査室長 長岡栄治で構成されております。

トレース会議は毎週1回の他、必要に応じて開催し、経営に関する重要事項、業務の執行状況などについて審議・決定・経営計画の進捗状態の確認等を行っております。

d. 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長 長岡栄治が内部監査規程に基づき、グループ子会社を含む各事業の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を図っております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 三好秀樹が委員長を務めております。その他のメンバーは取締役管理本部長 矢部和秀、内部監査室長 長岡栄治のほか委員長が指名した者で構成されております。コンプライアンス委員会は「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じて開催し、コンプライアンス違反を未然に防止するための取組みを行いコンプライアンス違反などが生じていないかの状況等を確認しております。

・会計監査

当社は、現在、双葉監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

また、具体的な決算上の課題については、当社監査役会との意見交換を行っております。
2020年3月期に業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
代表社員 業務執行社員 菅野 豊 (継続監査年数7年)
代表社員 業務執行社員 平塚 俊充 (継続監査年数5年)

公認会計士 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(現在の体制を採用している理由)

当社では監査役会設置会社を採用しております。

この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで監督を強化し、株主及び投資家の信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制が構築できると判断したものであります。

提出日現在、監査役3名のうち社外監査役2名を選任しており、会計及び税務に精通した税理士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しております。

取締役会及び経営陣に対し、独立した立場から意見を述べており、透明性を確保し実効性の高い監視・監査を果たしております。

以上のことを踏まえ、当社の企業規模や事業内容を勘案し、監査役設置会社形態が最適と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の総会への出席を促すため、集中日を回避した日程にて株主総会を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主数の増加に伴い、株主の議案に対する賛否を問えるように実施。また、議決権の行使状況がタイムリーに情報入手できるため。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(第2四半期及び第4四半期)開催しております	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・その他適時開示資料及び決算説明会にて使用している資料はホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業行動規範」において、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを図り、積極的に企業情報を開示し、常に透明性の高い企業活動を目指すことを規程しております。この公正かつ透明な企業経営が企業価値の向上につながると認識しており、全ての役員及び社員はこれに従い行動いたしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性・効率性や財務報告の信頼性を確保、コンプライアンスを徹底するために、次の内部統制システムを設定しております。当社では、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに運用の徹底を図っております。内部統制システム構築のための体制については、以下のとおり定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 -) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
 -) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 -) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。
 -) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 -) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行う。
 -) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。
 -) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 -) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 -) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 -) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 -) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
 -) 当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
 -) 監査役は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 -) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- h. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役又は監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 -) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
- i. 監査役がその職務の執行に生じる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 -) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払い又は償還の手続きに応じるものとする。
- j. その他監査役がその職務の執行に生じる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 -) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 -) 当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

)管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理体制の整備の状況

当社は、監査役及び内部監査室を中心とした内部統制システム及びリスク管理システムを確立し、事業運営の適法性と効率性を確保しております。各事業部門及び子会社を対象に監査役と内部監査室が連携して業務監査を実施し、その監査結果は取締役、担当執行役員へ迅速にかつ正確に報告が行われております。監査結果報告に基づき改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善状況について報告をさせて、より効率性の高い内部監査を行っております。

また、重要な法的課題及びコンプライアンスについては、顧問弁護士、顧問税理士と相談を行いながら必要な検討を実施し、会計監査人とは通常の会計監査のみならず、重要な会計的課題について随時相談及び検討を実施しております。

